

介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

【訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護】

これらの要件は、令和6年4月現在のものであり、今後、厚生労働省からの通知等があった場合は、要件の内容を見直す場合がありますのであらかじめご了承ください。

※1 届出が毎月15日以前になされた場合は翌月から算定が可能です。(消印有効)

16日以降になされた場合は翌々月からの算定になります。

※2 加算を取り下げの場合は速やかに広域福祉課に届け出てください。

1 加算・減算

| 項目 | 必要書類 |
|-----------------|--|
| 高齢者虐待防止措置実施の有無 | ☆減算型の場合は届出が必要です。減算型から基準型になった場合も届出が必要です。 ①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 |
| 認知症専門ケア加算(Ⅰ)(Ⅱ) | ①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④認知症専門ケア加算に係る届出書(別紙12) ⑤認知症介護実践リーダー研修終了証の写し(加算Ⅰの場合) ⑥認知症介護指導者養成研修修了証の写し(加算Ⅱの場合) |
| 看取り連携体制加算 | ①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④看取り連携体制加算に係る届出書(別紙13) |
| サービス提供体制強化加算 | ①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙14) ⑤研修等に関する状況確認表(サービス提供体制強化加算)(参考様式34) ⑥全ての訪問入浴介護従業者について、個別具体的な研修計画の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた研修計画(参考様式35) ⑦有資格者等の割合の参考計算書(別紙7-2)又はこれに準じた計算書等 |
| 介護職員等特定処遇改善加算 | ①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ◆処遇改善計画書又は計画書変更に係る届出書の一式 |

2. 算定要件

| 基準 | 解釈通知 |
|--|--|
| 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号) | 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制件う実施上留意事項について(平成12年3月1日老企第36号) |
| 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第127号) | 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上留意事項について(平成18年3月17日老計発0317001老振発0317001老発03170010317001) |

■割引率を設定する場合について

◆割引率の設定についての留意事項

- ・ 居宅サービス及び介護予防サービスのうち割引率の設定可能なサービスは次の通りとなります。

訪問介護、訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護・介護予防短期入居者生活介護、特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

- ・ 割引率の設定に関する届出は、毎月15日以前になされた場合には翌月から、毎月16日以降になされた場合には翌々月からの適用となります。割引率の設定を廃止する場合も同様です。

◆割引率の設定届出に関する提出書類一覧

| 項目 | 必要書類 | 届出方法 | 留意点 |
|--------|---|------|-----|
| 割引率の設定 | ①介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（各サービスに対応したもの） ③指定居宅サービス事業所等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について（別紙5） ④運営規程 | 郵送 | |

(参考資料)

1 割引率の設定方法について

- (1) 事業所ごと、介護サービスの種類ごとに「厚生労働大臣が定める基準」における単位に対する百分率による割引率（〇〇％）を設定する場合。

【割引率を設定した場合の保険請求及び利用者負担額（例）】

「厚生労働大臣が定める基準」で100単位の介護サービスを提供する際に、5%の割引を行う場合（その他地域「1単位＝10円」の場合）

事業所毎、介護サービス種類毎に定める割引率（5%）を100単位から割り引いた95単位を基に、保険請求額及び利用者負担額が決定される。

保険請求額：(100単位×0.95)×10円/単位×0.9=855円

利用者負担額：(100単位×0.95)×10円/単位-855=95円

- (2) 「同じような時間帯に利用者希望が集中するため効率よく訪問できない」などの指摘を踏まえ、ひとつのサービス種類に複数の割引率を弾力的に設定する場合。

【具体的な設定方法と要件】

1 設定方法

- イ サービス提供の時間帯による複数の割引率の設定（午後2時から午後4時までなど）
- ロ 曜日による複数の割引率の設定（日曜日など）
- ハ 暦日による複数の割引率の設定（1月1日など）

2 割引の実施にあたって満たす必要がある要件

- ① 当該割引が合理的であること。
- ② 特定の者に対し不当な差別的取扱いをしたり、利用者のニーズに応じた選択を不当に歪めたりするものでないこと。
- ③ ケアマネジャーによる給付管理を過度に複雑にしないこと。

2 運営規程の記載例

運営規程の利用料を「介護報酬の告示上の額」と定めている事業所は、運営規程の変更届も必要となります。

【訪問介護事業で、百分率による割引率を実施する場合の運営規程作成（例）】

【割引率5%の場合】

（利用料等）

第〇条 指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」から5%を割引いた額によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」から5%を割り引いた額とする。

【ひとつのサービス種類に複数の割引率を弾力的に設定する場合の運営規程作成（例）】

（利用料等）

第〇条 指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」から別添(※)のとおり割引いた額によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」から別表のとおり割り引いた額とする。

※運営規程の別添として割引率の適用条件を定めた一覧表を別に作成し添付してください。

3 別紙5の記載例

<別紙> 指定居宅サービス事業所等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について

1 事業所（施設）名

| | |
|---------|--|
| 事業所・施設名 | |
|---------|--|

2 割引率等

| サービス種類 | 割引率 | 適用条件 |
|--------------------|-----|---------------------|
| 〇〇〇〇 【サービス名を記入】 | 10% | (例) 毎日 午後2時から午後4時まで |
| | 5% | (例) 日曜日、祝日 |
| | % | |